

内部統制システム構築の基本方針

1. 当社及び当社の子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社及び当社の子会社は、コンプライアンスを経営の最重要事項と位置付け、アコムグループ倫理綱領及び行動基準を制定するとともに、コンプライアンスに関する規程及び各種社内規程を整備し、周知徹底する。
 - (2) 当社及び当社の子会社は、コンプライアンスに関する委員会等や、コンプライアンスを担当する役員及び統括部署を設置する。
 - (3) 当社及び当社の子会社は、コンプライアンスに関する計画を策定し、その進捗状況を管理する。
 - (4) 当社及び当社の子会社は、コンプライアンスに反する行為又は反するおそれのある行為に関する通報、相談窓口を設置する。
 - (5) 当社及び当社の子会社は、アコムグループ倫理綱領及び当社グループの反社会的勢力に対する基本方針に基づき、反社会的勢力との関係を遮断し、適正な業務運営を確保するための体制を整備する。
 - (6) 当社及び当社の子会社は、当社及び当社の子会社が提供する金融サービスがマネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融犯罪に利用される可能性があることに留意し、金融犯罪を検知、防止するための体制を整備する。
 - (7) 当社は、情報開示に関する方針を定め、情報開示について審議する委員会を設置する等、正確かつ適時適切な情報開示を行うための体制を整備する。
 - (8) 当社は、当社グループの財務報告に係る内部統制の基本方針に基づき、財務報告に係る内部統制の整備、運用に努め、財務報告の透明性、正確性、信頼性を確保する。
 - (9) 当社は、内部監査部署を設置し、その独立性及び専門性を確保するとともに、内部監査に関する規程に基づき、内部監査体制を整備し、業務の健全性・適切性を確保する。また、当社の内部監査部署は、当社の子会社の内部統制の整備に資するため、当社の子会社の監査又は監査の支援等を行う。
2. 当社及び当社の子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制
 - (1) 当社及び当社の子会社は、機密情報の管理に関する規程及び関連規程に基づき、取締役の職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む）の管理手続きを定め、当該文書を適切に保存、管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
 - (2) 当社及び当社の子会社は、情報管理を担当する役員及び統括部署を設置する。
 - (3) 当社及び当社の子会社は、情報の保存、管理の適切性を維持するため、情報セキュリティに関する責任者の任命をはじめとして、各組織及び役職員の役割を決定し、組織的、体系的に情報の保存、管理を行うとともに、保存、管理状況を定期的に検証する。
3. 当社及び当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社及び当社の子会社は、リスク管理に関する規程に基づき、適切かつ効率的なリスク管理体制を整備する。
 - (2) 当社及び当社の子会社は、リスクを統合的に管理するため、リスク管理に関する委員会等や、リス

ク管理を担当する役員及び統括部署を設置する。

- (3) 当社及び当社の子会社は、リスク管理に関する計画を策定し、その進捗状況を管理する。
- (4) 当社及び当社の子会社は、社内又は社外に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクが顕在化した場合の経済的損失及び信用失墜等の最小化を図るとともに、業務の継続及び迅速な業務復旧を行うための体制を整備する。

4. 当社及び当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、当社グループの経営方針及び経営計画を策定し、適切な手法に基づく経営管理を行う。
- (2) 当社は、取締役会で決議すべき事項以外の業務執行の決定を取締役会から取締役社長に委任するとともに、取締役社長を議長とする経営会議等を設置し、受任事項について協議決定する。
- (3) 当社及び当社の子会社は、社内規程等により各組織の業務分掌及び職位ごとの決裁基準を定め、意思決定の迅速化と職務執行の効率化を図る。

5. 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、株式公開企業としての独立性を維持しつつ、親会社との協議・報告等に関する規程に基づき、親会社との連携を図るとともに、親会社のグループ経営管理方針等に則り、両グループの業務の適正化に資するため、当社グループの経営管理体制を整備する。
- (2) 当社は、当社の子会社を管理する部署を設置し、子会社管理に関する規程等に基づき、当社の子会社の経営管理を行う。また、当社の子会社は、経営及び業務執行に関する重要事項を当社の経営会議に報告する。
- (3) 当社は、親会社である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ及び同社の子会社等との取引は支配株主と少数株主の利益が相反する虞があることから、支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引等について審議し、取締役会に提言する委員会を設置する。

6. 当社の監査等委員会の職務を補助する使用人に関する体制

- (1) 当社は、監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会事務局を設置し、監査等委員会を補助する社員を配置する。
- (2) 監査等委員会を補助する社員の定数及び資格要件等については、事前に監査等委員会と協議して決定する。
- (3) 監査等委員会を補助する社員は、監査等委員会補助業務の専従とし、取締役（監査等委員であるものを除く。）及びその他の業務執行組織の指揮命令を受けないものとする。
- (4) 監査等委員会を補助する社員の配属、異動、評価、懲戒処分に関する決定は、事前に監査等委員会と協議して決定する。

7. 当社の監査等委員会への報告に関する体制

当社は、当社及び当社の子会社における以下の事項を監査等委員会に報告する。また、監査等委員会に報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

- ①会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

- ②重大な法令違反等
- ③内部監査の実施状況及びその結果
- ④内部通報の状況及び通報された事案の内容
- ⑤その他監査等委員会が報告を求める事項

8. その他当社の監査等委員会による監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、監査等委員会が選定した監査等委員が、経営会議等の重要な会議及び委員会に出席し、あわせて、法定備え付け文書のほか職務執行に関する重要文書について閲覧できる体制を確保する。
- (2) 取締役社長は、監査等委員会が選定した監査等委員と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、職務執行の課題、監査上の重要課題等について意見を交換し、あわせて、監査等委員会が必要と判断する要請を受けた場合、その対策を講じる。
- (3) 取締役（監査等委員であるものを除く。）及び社員は、監査等委員会規則及び監査方針等の規定を尊重するとともに、監査等委員会からの調査又はヒアリング依頼に対し、協力する。
- (4) 内部監査部署は、監査等委員会による監査の実効性確保に資するため、監査等委員会との連携体制を構築する。
- (5) 内部監査部署は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の関与が疑われる法令違反行為及び法令違反の懸念のある行為（内規違反行為に該当するか否かを問わない）を認知した場合、取締役（監査等委員であるものを除く。）へ報告する前に監査等委員会へ報告する。
- (6) 監査等委員会が職務の執行上必要と認める費用について監査等委員会より予算の提示を受ける。予算を超えて緊急又は臨時に支出した費用については、事後の請求を可能とする。

以 上

制定：2006年5月19日
改定：2007年3月16日
改定：2008年6月24日
改定：2009年3月19日
改定：2009年7月21日
改定：2010年6月24日
改定：2011年4月1日
改定：2015年4月1日
改定：2017年6月22日
改定：2020年4月1日
改定：2021年4月1日
改定：2022年4月1日
改定：2022年7月1日
改定：2023年4月1日

改定：2025 年 4 月 1 日